

ストーカー

(元の内縁の夫につきまとわれている。)

- Q. 半年前に別れた内縁の夫が、私の勤務先や自宅に押し掛けて来て「俺ともう一度やり直そう。」などと繰り返し言うようになる、「やり直せない。」と説明してもわかってもらえない。
- A. ○ ストーカー行為等の規制等に関する法律に該当すれば、同法律によって対応することとなるのは当然ですが、同法律に該当しなくとも、他の刑罰法令に抵触すれば、検挙その他の適切な措置を取ることができますので、警察に相談して下さい。
- 刑罰法令に該当しなくとも、必要があると認められる場合には、相手に対して指導・警告することができます。
- 警察署・交番に来ることができない場合は、
- ・ 家族や友人に状況を説明し、協力を求めること
 - ・ 携帯電話や防犯ブザーを常に携帯すること
 - ・ 夜中に一人歩きや暗がりで見通しのきかない場所等は通らないこと
 - ・ 現住所からの引っ越しや自宅及び携帯電話番号を変更すること
- などに留意してください。
- 暴力的な言動や自宅周辺において不審な状況に気付いた場合は、迷わず110番通報して下さい。